

## 発達障害者支援の課題

### 1. ライフステージに対応した支援策

#### (1) 乳幼児期

##### ① 年中児スクリーニング(5歳児健診)の実施保育所・幼稚園の拡大

- ・ 1歳半健診、3歳児健診の時点では、発達障害が分かりにくい場合がある。
- ・ 家庭では気付かなくても、保育所・幼稚園で集団生活をする事で問題が顕在化する場合がある。
- ・ 「要支援児」の約3割が年中児スクリーニングで初めて「要支援」と判定されているなど、年中児スクリーニングは発達障害者の早期発見に有効。

→ 現在約6割の実施保育所・幼稚園のさらなる拡大が課題。

→ その際、問診票を用いて年中児スクリーニングを行う市町村が減少していることを、どのように考えるか。

※ これらの市町村では、市町村保健師や保育所・幼稚園の保育士等が行動に問題のある児童を抽出した上で、専門家による判定を行っている(府の補助金対象外)。

##### ② 年中児スクリーニングの事後支援の強化

- ・ 園巡回の実施保育所・幼稚園は約5割であり、SST(ソーシャルスキルトレーニング)は5市町村の実施、ペアレントトレーニングは7市町村の実施に止まる。

→ 「要支援児」について、保護者が障害を受容し、早期に療育が開始できるよう、SST、療育教室、ペアレントトレーニング等の事後支援体制、精神的なサポートや総合的に情報提供できる相談支援体制の充実が課題。

→ 「園支援児」について、園巡回等の支援を受けながら、保育所・幼稚園の保育士等が対応できるよう、保育士等の資質向上が課題。

##### ③ その他

#### (2) 学齢期

##### ① 一貫した支援体制の構築

- ・ 就学に伴い児童の生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、乳幼児期の本人の状況や支援内容を学校に引き継ぐシステムが不可欠。
- ・ 学年進級に伴い担任教師が替わると、それまでの支援が途切れてしまう場合がある。
- ・ 教師が家庭を含めた生活全般を支援することは困難。

→ 関係機関の連携強化のため、「支援ファイル」や「移行支援シート」の普及が課題。

・ 支援ファイル: 乳幼児期から成人期まで成長記録や支援内容を記入

・ 移行支援シート: 保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校等の移行の際に引き継ぐべき支援内容や配慮事項を記入

→ 相談支援事業所や発達障害者圏域支援センター等が、ライフステージを通じて、それぞれの発達障害者を継続的に支援するとともに、各ライフステージに対応して、保育所・

幼稚園、小・中・高校、児童発達支援事業等の専門職が多職種チームとして支援する体制を構築する必要があるのではないか。

## ② その他

### (3) 成人期

#### ① 一般就労に向けた支援の充実

- ・ 学齢期から、将来的な一般就労に向けて、就労支援を行うことが重要。
  - ・ 学校卒業後の発達障害者について、職業人の基本ルール・マナーの習得、社会生活の技能向上、企業実習等の就労支援を行うことが必要。
  - ・ 雇用先の確保のためには、地域や企業などによる発達障害の理解が不可欠。
- 高校や特別支援学校とハローワーク、障害者職業センター等との連携強化が課題。
- 学校卒業後の発達障害者について、関係機関が連携し、就労支援を行う体制の構築が課題。
- 企業の発達障害への理解を深め、雇用先企業を開拓するとともに、発達障害者とのマッチング、職場定着支援等を行う仕組みの構築が必要ではないか。

## ② その他

## 2. 支援体制の整備

### (1) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築

- ・ 小・中学校の児童生徒の6.3%が発達障害の可能性があるなど、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、府民や企業の発達障害の理解は不十分。
  - ・ 発達障害者への支援は様々な関係機関が連携して行う必要があるが、保健、医療、福祉、教育、就労等の支援体制や連携はまだ十分ではない状況。
- 保健、医療、福祉、教育、労働、行政等が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークの構築が必要ではないか。
- その上で、課題ごとや、地域ごとに、関係者が具体的な解決方策を検討するプロジェクトチームを設置し、支援体制の充実や連携強化を図っていくことが必要ではないか。

### (2) 体系的な相談支援体制の構築

- ・ 発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターへの相談件数が急増しているが、相談支援機関の役割分担・連携体制が不明確。
  - ・ 発達障害者や家族等がどこに相談すればよいか分からない状況。
- 発達障害者支援センター、発達障害者圏域支援センター、相談支援事業所の役割分担・連携体制を明確にすることが課題。
- その際、「発達障害者支援センター」は、京都府全域の発達障害者支援の中核機関として、支援・連携体制の構築機能、地域機関バックアップ機能、人材養成機能、支援手法開発機能等の向上が必要ではないか。
- 「発達障害者圏域支援センター」は、地域の中核相談支援機関として、専門性の向上が

必要ではないか。

→ 「相談支援事業所」は、地域の身近な相談支援機関として、職員の発達障害への理解の向上が必要ではないか。

### (3) 医療提供体制の整備

- ・ 発達障害の診断を行う医療機関が少なく、初診待ち時間が長い。
- ・ 成人期の発達障害に対応できる医療機関が周知されてない。
- ・ 作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による発達障害者の療育体制が不足。

→ 府内の発達障害の診断・療育を行う医療機関を調査した上で、連携体制を構築し、府民に情報提供する必要があるのではないか。

→ 発達障害者の療育を行える作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の育成が課題。

### (4) 福祉的支援体制の整備

- ・ 児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等が不十分。

→ 福祉的支援体制の整備促進が課題。

### (5) その他

## 3. 人材の育成

- ・ 発達障害者への支援は様々な関係機関が連携して行う必要があるが、保健、医療、福祉、教育、就労等の支援体制や連携はまだ十分ではない状況。

→ SST、療育教室、ペアレントトレーニング等の事後支援を行える人材(作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等)の育成が課題。

→ 保育所・幼稚園の保育士等の資質向上が課題。

→ 発達障害者圏域支援センターや相談支援事業所の職員のスキルアップを行う必要があるのではないか。

→ ペアレントメンターの育成が課題。

## 4. 発達障害への理解促進

- ・ 小・中学校の児童生徒の6.3%が発達障害の可能性があるなど、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、府民や企業の発達障害の理解は不十分。
- ・ 発達障害は虐待、いじめ、不登校等の二次障害につながるケースがあり、また、本人・保護者の障害受容を進めるためにも、発達障害の正しい理解が重要。

→ 発達障害者を社会全体で見守ることができるよう、発達障害への理解促進が課題。

→ ペアレントメンターの育成など、親の会の活動支援が課題。

## 5. その他